

(別紙)

記 入 上 の 注 意

※全ての様式で押印不要

この申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ伊豆市役所子育て支援課・各支所・各園のいずれかに提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「保護者」の欄は、**第1保護者（保育料納入義務者）**で記入してください。「氏名」にふりがなを付し、「電話番号」の欄は、自宅及び携帯電話の番号を記入してください。
- 2 「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。「第○子」の欄は、児童が第何子なのか数字で記入してください。
- 3 「入所を希望する保育所等名」は希望する順位に従い保育所等名称を記入し、また、その保育所等を希望する理由（例えば、既に兄弟が入所しているため、自宅が近いため等）を記入してください。
- 4 「入所希望期間」には、小学校就学始期に達するまでの範囲内で記入してください。
- 5 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居のどちらかに○印を記入してください）及び**同居している親族等**の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で入所児童の他に保育所に入所している者がいる場合は、当該保育所名を「勤務先又は学校等」の欄に記入してください。

進学等により、保護者と住民票を分けて別居している扶養親族の子がいる場合は、「別居の子」の欄に記入してください。

- 6 「在宅障害者の該当の有無」の欄は、次のいずれかに該当し、児童と世帯が同一の場合、○印を記入してください。施設等に入所している場合は、非該当になります。
 - ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている。
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者手帳の交付を受けている。
 - ・厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている。
 - ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和34年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金を受けている。
- 7 「生活保護の状況」の欄は、該当するものを○で囲んでください。適用がある場合には、()内に開始日を記入してください。
- 8 「家庭の状況」の欄は、該当するものを○で囲んでください。※未婚の場合、控除の確認をしますので、必ず記入して下さい。
- 9 「保育の利用時間」の欄は、保育を希望する場合のみどちらか一方を○で囲んでください。※保育を希望しない場合（こども園教育部を利用する場合）は記入不要です。

保育所等への入所については、

- ・保育所等へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
- ・希望者が多数いるため希望する保育所等へ入所できない場合
- ・保育所等へ入所できる基準の該当事由により、保育の実施期間の希望に添えない場合
- ・支給認定区分により、利用時間の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめ御承知ください。